

## 春日部市障がい児保育支援事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、障がい児に対する保育サービスの充実及び保育士の適正配置の推進を図るため、民間保育園等における障がい児保育の実施に関し、障がい児保育に係る保育士等の配置について（平成30年9月11日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「民間保育園等」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（同法第35条第4項の規定により認可を受けた施設に限る。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する幼保連携型認定こども園の保育所部分で、市区町村以外の者が運営し、市内に設置された施設をいう。

### (事業内容)

第3条 障がい児保育支援事業は、民間保育園等が次の各号のいずれにも該当する児童（以下「障がい児」という。）の受け入れを行うことで、障がい児に対する保育サービスの充実及び保育士の適正配置の推進を図ることにより、必要な保育を確保する事業とする。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号及び第3号に規定する小学校就学前子どもであって、集団保育が可能で日々通所できる児童

(2) 次のアからエまでのいずれかに該当する児童

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている児童

イ 療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発児第156号通知）により、療育手帳の交付を受けている児童

ウ 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する児童

エ その他前各号のいずれかの児童と同等程度の障がいがあると児童相談所その他の公的機関から認められた児童

### (事業実施の要件)

第4条 障がい児保育支援事業の実施に当たっては、次の各号のいずれにも該当することを要件とする。

(1) 障がい児保育を担当する者が、保育士資格を有するものであること。

(2) 障がい児保育を担当する保育士の配置割合が、保育上支障があると認められない限り、

おおむね障がい児3人に対し、1人であること。

(3) 障がい児の受け入れ人数が、それぞれの民間保育園等において、集団保育が適切に実施できる範囲内の人数であること。

(4) 障がい児保育が、障がいのない児童との混合による保育を行う等障がい児の特性等に十分な配慮がされていること。

(留意事項)

第5条 障がい児保育支援事業を実施する民間保育園等は、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 事業の実施に当たっては、障がい児の確認を行うこと。この場合において、民間保育園等の関係者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(2) 第3条第1項第5号により児童相談所その他の公的機関に判定書作成を依頼する場合は、保護者に当該事業の趣旨及び目的外の利用の禁止等について十分に説明を行ったうえで、事前に判定書作成の合意を受けること。この場合において、既に交付を受けている判定書の記載内容に変更がなく、嘱託医等の判断により確認できる場合は、必要な書類の依頼は要しないものとする。

(書類の整備)

第6条 民間保育園等は、障がい児保育支援事業の実施に関する必要な書類を整備し、保管しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、部長決裁のあった日から施行する。

(春日部市障がい児保育支援事業実施要綱の廃止)

2 春日部市障がい児保育支援事業実施要綱（平成31年3月29日制定）は、廃止する。